

令和元年度 事業報告について

スポーツフェスタ（飲物提供他） 5月25日（土）

リカレント教育講座支援 [幼児教育学科] 6月 9日（日）

第 1 回 理事会 6月15日（土）

第17回 総 会 7月 7日（日）

管理栄養士国家試験受験対策講座支援 [栄養士コース] 8月～1月

弥生祭バザー 11月23日（土）

新幹事との顔合わせ 令和2年 2月 6日（木）

第 2 回 理事会・役員会 中 止

同窓弥生会特別奨学金制度の創設について 書面決議報告

弥生会入会式 中 止

卒業式当日、入会記念品としおりを配布

令和元年度 収支決算書
(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

収入の部

(単位 円)

項 目	当初予算額	決 算 額	増 減	備 考
会 費	676,000	676,000	0	@4,000×169
雑 収 入	70,000	54,443	15,557	パサー収益金・預金利息 他
前年度繰越金	5,280,892	5,280,892	0	
合 計	6,026,892	6,011,335	15,557	

支出の部

項 目	当初予算額	決 算 額	増 減	備 考
事 業 費	300,000	242,451	57,549	
研修会等		(78,920)		援助金(栄養士コース・幼児教育学科) スポーツフェスタ援助金
総 会		(131,470)		食事代・通信費・雑費
弥生祭運営費		(32,061)		
会 議 費	100,000	36,817	63,183	理事会経費 他
通 信 費	10,000	6,130	3,870	切手代・送料
慶 弔 費	100,000	156,778	△ 56,778	退職記念品・電報代 他
事 務 費	50,000	44,034	5,966	パソコンアップグレード一式 他
同窓会子女奨学金補助	220,000	0	220,000	
予 備 費	200,000	0	200,000	
計	980,000	486,210	493,790	
次年度繰越金	5,046,892	5,525,125	△ 478,233	定期預金 4,156,204円 (5件) 普通預金 1,368,921
合 計	6,026,892	6,011,335	15,557	

令和 2年 6月 25日

上記の通り報告致します

会 計 溝口 恵津子 ㊟

上記の通り相違ないことを認めます

監 事 山下 慶子 ㊟

監 事 池田 美保 ㊟

令和2年度 事業計画について

第 1 回 理事会	7月 4日 (土)
第 1 回 役員会	中 止
弥生祭バザー	10月31日 (土)
第 2 回 理事会	令和2年2月
第 2 回 役員会	2月
新幹事との顔合わせ	2月
弥生会入会式	3月13日 (土)
同窓弥生会特別奨学金 授与式	未 定

※弥生祭当番幹事

1・6・11・16・21・26・31・36・41・46・51・53回

令和2年度 収支予算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

収入の部

(単位 円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
会費	556,000	676,000	△ 120,000	@4,000*139
雑収入	50,000	70,000	△ 20,000	預金利息・ハザー収益金 他
前年度繰越金	5,525,125	5,280,892	244,233	
合計	6,131,125	6,026,892	104,233	

支出の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
事業費	65,000	300,000	△ 235,000	弥生祭運営費 他
会議費	100,000	100,000	0	会議経費 他
通信費	5,000	10,000	△ 5,000	
慶弔費	100,000	100,000	0	
事務費	10,000	50,000	△ 40,000	
同窓会子女奨学金補助		220,000	△ 220,000	
同窓弥生会特別奨学金	200,000		200,000	
予備費	200,000	200,000	0	
計	680,000	980,000	△ 500,000	
次年度繰越金	5,451,125	5,046,892	404,233	
合計	6,131,125	6,026,892	104,233	

同窓弥生会役員名簿

令和2年度

役職	氏名	回生	就任	備考
会長	森本 萬里子	1K	S49	
副会長	藤尾 順子	6S	H23	学内理事 (S49 ~H22.9) 学外理事 (H22.10~H23.3)
	高井 悦子	13Y	H25	監事 (H 4 ~H24年度)
	浅原 麻衣	43F	R 1	学外理事 (H25 ~H30年度)
監事	山下 慶子	9S	H19	
	池田 美保	8H	H25	学内理事 (S50~S59年度) 学外理事 (H22~H24年度)
顧問	安藤 邦子	7S	H25	監事 (S49~H16年度) 副会長 (H17~H24年度)
学外理事	中嶋 浜子	13Y	H17	
	佐藤 光子	1K	H20	
	高尾 智子	14Y	H22	
	羽生 純子	12Y	H25	
	樫澤 智美	13Y	H25	
	野口 美砂子	15Y	H25	
	江崎 美香	18L	R 1	
	中川 智恵	29S	R 1	

役職	氏名	回生	就任	備考
学内理事	守山 優美	45S	R 1	短大
	椿山 栞里	53L	R 2	//
	徳田 圭子	32Y	H11	幼稚園
	柴原 菜々	49Y	H28	//
	宮崎 和泉	51Y	H30	//
	福田 華奈子	51Y	H30	//
	宗 ちひろ	53Y	R 2	//
	森 安奈	53Y	R 2	//
	溝口 恵津子	18L	S61	本部

同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は長崎女子短期大学同窓弥生会（通称弥生会）と称する。
第2条 本会は会員相互の交誼を温めるとともに、母校並びに鶴鳴学園の発展に、側面から協力することを目的とする。

第2章 会 員

- 第3条 本会の事務局は、同大学内に置く。
第4条 本会は次の会員で組織する。
(1) 正 会 員 鶴鳴女子短期大学及び長崎女子短期大学の卒業生
(2) 準 会 員 長崎女子短期大学の在學生
(3) 特別会員 旧職員及び現職員

第3章 事 業

- 第5条 本会は、次の事業を行う。
(1) 同窓会・総会を開き会員の連絡、懇親を深めること。
(2) 会誌を発行すること。
(3) 会員の結婚、死亡、災害等に当り、祝弔意を表すること。
(4) その他、必要に応じ、母校及び在學生を援助すること。

第4章 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
(1) 会 長 1 名
(2) 副会長 若干名
(3) 理 事 若干名
(4) 幹 事 各クラスより2～3名
(5) 監 事 2 名
(6) 顧 問 若干名
- 第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。
(1) 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障のあるときは、その仕事を代行する。
(3) 理事は、本会の重要事項を審議し、会の円滑なる運営化を図る。
(4) 幹事は、直接、会の運営に当る。即ち諸般の事務処理や会員の連絡等を行う。
(5) 監事は、各年度の会計を監査する。
(6) 顧問は、会務の助言にあたる。
- 第8条 役員の出選方法は、次のとおりとする。
(1) 会長、副会長は、会員の総意により出選する。
(2) 理事は、会員の中から出選された卒業生及び学園に勤務する卒業生で構成する。
(3) 幹事は、各クラスより2～3名ずつ出選する。
(4) 監事は、会員の総意により出選する。
(5) 顧問は、特別会員及び、会員の中から役員会で出選し、会長より委嘱する。

- 第9条 地方在住会員により支部を設ける。
 (1) 支部長は役員会で選出し会長より任命する。
 (2) 支部については別にこれを定める。
- 第10条 役員任期は、3ヶ年とする。但し、重任を妨げない。(但し、幹事を省く)
- 第11条 役員に欠員を生じたときは、理事会で依頼し、補充することができる。(但し、幹事を省く)

第5章 会 議

- 第12条 本会の会議は、総会、役員会、理事会とする。
 (1) 総会は、正会員をもって構成する。ただし、必要に応じて役員会を総会に代えることができる。
 (2) 役員会は、会長、副会長、理事、幹事、監事をもって構成する。
 (3) 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。
 (4) 顧問は要請があれば、会議に出席し、意見を述べることができる。
- 第13条 会議の議決は、出席者の過半数の同意を要する。

第6章 会 費

- 第14条 本会の経費は、会費をもって当てる。
- 第15条 (1) 会員は、会費として在学中、4,000円を納入するものとする。
 (2) 中途退学者については、納入した会費は返金しない。
- 第16条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第17条 本会の予算、決算は、役員会の決議を経ることを要する。
- 第18条 本会の財産は、学内に保管し、なるべく現金は、預貯金としておく。

第7章 会則の改正

- 第19条 本会則の改正は、会員の発議をうけて役員会で審議し、総会で承認をうけて行う。

第8章 補 則

- 第20条 本会には、次の帳簿を備えることが必要であり、会員の要望があれば公開閲覧させるべきものとする。
- (1) 会 則 (5) 事業記録
 (2) 会員名簿 (6) 会 計 簿
 (3) 役員名簿 (7) 予算及び決算書類
 (4) 会 議 録
- 第21条 本会則は昭和49年11月25日実施

一部改正	第6条・第15条	昭和55年5月
//	第9条	昭和58年6月
//	第8条・第15条	昭和61年9月
//	第6条・第8条	平成13年6月
//	第5条	平成16年10月
//	第8条・第12条・第13条	平成19年10月
//	第8条・第9条・第10条・第11条・第19条	平成25年6月